

糸魚川を遊ぶなら

活動内容は
下の二次元コードから！

ワカチカ

若い力が
活躍中！

問い合わせ先

糸魚川市産業労働課
しごと定住係

☎025-552-1511

Email sangyo@city.itoigawa.lg.jp



詳しくは裏面で！

ワカチカ

ってなんだ？

① 事業の目的

糸魚川の魅力である「自然・文化・歴史」と若者の関心が高い「遊び」をキーワードに、若者による地域活性化交流事業の企画、実現及び継続を促し、若者の力を活かした地域おこし（地域磨き）を推進する。

② 補助対象者

糸魚川市民5人以上でかつ

4/5以上が49歳以下である団体とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象者となりません。

- (1)法人各を有する団体（NPO法人を除く）
- (2)営利活動を主目的とする団体
- (3)政治又は宗教に関わる団体

③ 補助対象事業

次の全てを満たす事業を対象とします。

- (1)当市の自然、文化又は歴史を活用し、遊び感覚が盛り込まれている事業
- (2)地域内外の人的交流が図られる事業
- (3)将来への継続的展開が見込まれる事業

※審査項目

- ・地域の魅力の掘り起こし
- ・交流の促進
- ・継続性
- ・情報発信等

④ 補助対象経費

事業実施に関わる総事業費から次に掲げる経費を除いたものとします。

- ①食糧費※ただし、交付額の1割の額を上限に補助対象経費とし、若者同士の親睦を促します。
- ②賞品及び景品
- ③人件費（団体構成員の人件費）
- ④事務管理備品
- ⑤団体の運営に要する経費※国・県及びその他の団体から補助対象経費に対し助成を受けている場合は、補助対象経費から当該助成費を除きます。

若者の力による 地域活性化交流事業

⑤ 交付回数

1交付対象団体につき年1回補助金を交付するものとし、年度を超え、継続して実施する同一事業については、5回を限度として、補助金を交付します。ただし、毎年度、企画提案書と交付申請書の提出が必要となります。

⑥ 補助率と限度額

補助率：10/10

限度額：①1回目200千円

②2回目150千円

③3～5回目100千円

⑦ 募集

補助金の交付申請を予定している団体は、事前審査を行いますので、原則、

申請書を提出する30日前までに

企画提案書を提出してください。

審査委員会で企画申請書の提出が別途必要となります。

詳しくは産業労働課まで
ご相談ください。

⑧ その他

(1)事例発表会にて、活動事例の発表をお願いすることがあります。

(2)交付決定団体は、ワカチカJAM（事業一覧）に登録され、公表の上、地域を超えた交付決定団体同士の連携を図るものとします。